

「地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令案」の概要

1 趣旨

- 地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年九月一日自治省令第二十七号。以下「地公災規則」という。）第26条の5の規定に基づく障害等級に該当する障害については、地公災規則別表第3において具体的に定められている。
- 障害等級に該当する障害について、労働者災害補償保険制度及び国家公務員災害補償制度との均衡を図るため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

地公災規則別表第3における外貌^{ぼう}障害に係る障害について以下のとおり改正する。

- (1) 地公災規則別表第3第7級の項第12号について
「女子の外貌^{ぼう}に著しい醜状を残すもの」を「外貌に著しい醜状を残すもの」と改正する。
- (2) 同表第9級の項について
「外貌に相当程度の醜状を残すもの」を追加する。
- (3) 同表第12級の項第14号について
「男子の外貌^{ぼう}に著しい醜状を残すもの」を「外貌に醜状を残すもの」と改正する。
- (4) 同表第12級の項第15号について
「女子の外貌^{ぼう}に醜状を残すもの」を削除する。
- (5) 同表第14級の項第10号について
「男子の外貌^{ぼう}に醜状を残すもの」を削除する。

3 施行期日

公布の日（平成23年2月15日）

4 経過措置

- ① 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に施行日前に変更があったときに存した障害に係る地公災規則別表第3の規定の適用については、なお従前の例による。
- ② 職員が施行日前に公務上死亡し、若しくは通勤により死亡した場合（施行日以後に地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第32条第1項第4号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹の障害の状態に変更があった場合又は法第33条第4項に規定する場合において同項の遺族補償年金を受ける権利を有する妻が同項第2号に該当するに至ったときを除く。）又は施行日前に法第36条第1項第2号に該当することとなった場合における当該職員の遺族の障害の状態の評価については、なお従前の例による。

- ③ 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、平成22年6月10日から施行日の前日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に当該期間において変更があったときに存した障害（この省令による改正前の地公災規則（以下「旧規則」という。）別表第3第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。）については、①の規定にかかわらず、それぞれ当該負傷若しくは疾病が治った日又は当該変更があった日からこの省令による改正後の地公災規則（以下「新規則」という。）別表第3の規定を適用する。
- ④ 職員が平成22年6月10日から施行日の前日までの間に公務上死亡し、若しくは通勤により死亡し、若しくは当該期間において法第36条第1項第2号に該当することとなった場合であって、当該職員の遺族に障害を有する者があるときにおける当該遺族の障害（旧規則別表第3第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。）又は当該期間において法第32条第1項第4号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹の障害の状態に変更があったときに存した障害（旧規則別表第3第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。）の状態の評価については、②の規定にかかわらず、それぞれ当該職員が死亡した日又は当該変更があった日から新規則別表第3の規定を適用する。